

平成30年度 公文書開示状況（12月決定分） 生活文化局

| 片整理番号 | 請求年月日 | 決定年月日 | 公文書の件名 | 総枚数 | 決定区分 | | | | | (根拠規定) 条例7条 | | | | | | | | | 非開示理由等 | 所管局部課等 | | |
|-------|-----------|-----------|---|-----|------|-----|-----|------|----|-------------|----|----|----|----|----|----|----|--|--------|--------|---|-----------------|
| | | | | | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 合応答拒 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 | 6号 | 7号 | 8号 | 9号 | | | | | |
| 1 | H30.11.9 | H30.12.6 | 東京都計量検定所タクシーメーター深川検査場(30)改修電気設備その他工事 工事費内訳一式 | 47 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | 生活文化局計量検定所管理指導課 | |
| 2 | H30.12.5 | H30.12.6 | 東京江戸たてもの園(30)侵入警報設備改修工事 工事費内訳書 | 8 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | 生活文化局総務部総務課 | |
| 3 | H30.12.4 | H30.12.10 | 私立学校教育助成金調査表(A表)のうち、1資金収支計算書(平成29年度決算) 2事業活動収支計算書(平成29年度決算)及び3貸借対照表(平成29年度)(学校法人〇〇) | 3 | 1 | | | | | | 1 | | | | | | | | | | (7条3号)財務諸表の小科目等詳細な項目については、開示することにより法人の収入・支出及び財産の状況を相当程度具体的に把握することが可能となり、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため | 生活文化局私学部私学行政課 |
| 4 | H30.12.4 | H30.12.11 | 特定非営利活動法人〇〇の平成19年〇月〇日付設立認証申請書類外7件 | 129 | 1 | | | | | | 1 | | 1 | | | | | | | | ・申請者の郵便番号、住所、氏名及び電話番号、監事の住所又は居所、設立代表者の住所又は居所及び氏名、議長及び議事録署名人の氏名、メモ個人名、社員の氏名及び住所又は居所並びに監事(新任)の氏名及び住所又は居所 ・役員の住所又は居所を証する書面(理事)における理事の氏名及び住所並びに欄外記載部分以外の部分、同書面(監事:設立時)における監事の氏名以外の部分並びに同書面(監事)の記載部分全て 個人に関する情報で特定の個人を識別できるため(7条2号) ・印影 公にすることにより、偽造等の犯罪の予防に支障を及ぼすため(7条4号) | 生活文化局都民生活部管理法人課 |
| 5 | H30.11.29 | H30.12.12 | 事務所備付書類の写しの提出について(平成29年〇月〇日付)外1件 | 8 | 1 | | | | | | 1 | 1 | 1 | | 1 | | | | | | ・代表役員の印影 偽造等による犯罪の防止に支障を及ぼすおそれがあると認められるため(7条4号) ・代表役員の生年月日 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため(7条2号) ・責任役員の氏名、生年月日、住所、就任年月日、退任年月日及び備考 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため(7条2号) 宗教法人の内部管理に関する情報であり、法人規則に定める役員任期との比較から役員の再任等の状況が把握できることとなるため、公にすることによる当該法人の権利その他利益が損なわれるおそれがあるため(7条3号) ・財産目録の区分・種別の中科目及び小科目名(土地及び建物を除く。)並びに各項目欄の数量、金額及び備考(基本財産の備考を除く。) 宗教法人の事業活動に関する情報であり、宗教行為及び信仰に関連する情報が含まれているため、公にすることにより当該法人の権利その他利益が損なわれると認められるため(7条3号) 宗教法人の事務運営に関する情報であり、法人が規則等に従ってその目的に沿った活動を行っていることを所轄庁が把握するために提出を義務づけている書類を公にすることは、法の趣旨、目的に反するため、宗教法人の所轄庁への信頼を損ない、宗務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(7条6号) | 生活文化局都民生活部管理法人課 |
| 6 | H30.12.4 | H30.12.13 | 30生広情第749号「公文書の開示請求に係る開示決定について」 | 90 | 1 | | | | | | 1 | | | | | | | | | | (7条2号)開示請求者の氏名、住所及び電話番号については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため | 生活文化局広報広聴部情報公開課 |

